

アルプス中央信用金庫に対する行政処分について

1. アルプス中央信用金庫（本店：長野県伊那市）については、複数の営業店において発生した顧客預金横領等の不祥事件に関し、法令上の届出の義務があることを認識しながら当局への報告を怠っていたこと及び営業店長による不祥事件が長期間にわたり継続していたことなど、法令等遵守の観点から不適切な対応が認められた。このため、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 24 条第 1 項の規定に基づき、事実関係及び発生原因等の報告を求めたところ、経営陣の法令等遵守に対する認識が不十分なうえ理事会等が本来の機能を果たしていないなど、金庫の法令等遵守態勢及び経営管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同信用金庫に対し、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 適切な業務運営を確保するため、以下の観点から、法令等遵守態勢及び経営管理態勢を確立・強化すること。
 - ① 法令等遵守及び経営管理に係る経営責任の明確化
 - ② 理事会及び監事会の機能強化による経営管理態勢の構築（経営監視・牽制を含む）
 - ③ 全金庫的な法令等遵守態勢の確立
 - ④ 役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底及び取組みの強化（不祥事件防止に係る規程等の整備及び発覚後の適切な対応を含む）
 - ⑤ 営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化
 - ⑥ 内部監査部門の抜本的な改善・強化による監査機能の実効性確保（監査方法の充実・強化を含む）
- (2) 上記(1)に関する業務改善計画書を平成 19 年 7 月 17 日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先 関東財務局 長野財務事務所 理財課 電話 026-234-5123（代表） 関東財務局 理財部 金融監督第 2 課 電話 048-600-1148（ダイヤルイン）
